

住宅省エネ改修補助金

1 回目の申請時提出書類一覧（全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。）

申請書を提出する際は、**必ず番号順にそろえて窓口までご提出ください。**

★一つでも書類が不足している場合は、受付できません。

※管理組合が複数住戸まとめて申請する場合は、別途 HP 掲載の「（管理組合用）交付申請時提出書類一覧」をご確認ください。

番号	A 全体 改修	B 部分 改修	提出書類、作成上の注意
1	☐	☐	補助金交付申請書（第 1 号様式）
2	☐	☐	内訳書（第 1 - 1 号様式）
3	☐	☐	住宅の所有者、建築年（月日）及び延べ面積が分かる書類 ・登記事項証明書（申請日より 3 か月以内に発行されたものに限る）、名寄帳兼課税台帳（申請日より 3 か月以内に発行されたものに限る）、令和 8 年度納税通知書等
4	☐	☐	位置図 ・住宅地図等に住宅の位置を矢印やマーカーなどで明示してください。
5	☐	☐	平面図、立面図、断面図等 ・住宅全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。 ・平面図の改修箇所に通し番号を記載し、提出書類番号 6、9、10 の番号にそれぞれ対応するようにしてください。
6	☐	☐	省エネ改修工事に係る見積書の写し ・以下すべての記載がある見積書を提出。 ①工事全体の金額（税別金額の記載があるもの） ②見積書作成日、工事場所、施工会社 ③施行部位ごとの金額の内訳（内訳書と整合性がとれていること） ④使用する建材の寸法、製品型番（「みらいエコ住宅 2026 事業」において登録のある型番） ⑤施工方法等が確認できるもの ・必要事項が見積書に記載されていない場合は、別に工事の内容を説明する書類を提出 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示 ・提出書類番号 5 の図面に記載の通し番号に対応するように番号を記載
7	☐	—	BELS 評価書等 ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式を提出してください。
8	☐	—	（全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合）第 3 条第 1 項第 1 号ウ（ア）、（イ）のいずれかに該当することが確認できる書類 ・壁量計算書、構造計算書等
9	—	☐	省エネ改修工事が要綱別表 1 - 1 の仕様を満たしていることが確認できる書類 ・みらいエコ住宅 2026 事業において登録されている場合は登録されていることがわかるもの。（登録画面を印刷したもの等） ・上記で登録が確認できない場合は、建材メーカーが発行しているカタログ等 ・提出書類番号 5 の図面に記載の通し番号に対応するように番号を記載してください。
10	☐	☐	現況写真等 （HP 掲載の参考様式を使用）※カラー写真 ・住宅の全景と改修する部分の写真を撮ってください。 ・部分改修は改修する部分の写真を撮ってください。 ・撮影場所、撮影日、現況が ZEH 水準を満たしていないことを記載し、整理してください。 ・提出書類番号 5 の図面に記載の通し番号に対応するように番号を記載してください。
11	☐	☐	新築年月日下記の場合のみ 戸建住宅 ：昭和 57 年 1 月 1 日より前 共同住宅等 ：昭和 58 年 6 月 1 日より前 要綱別表 1-2 に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類 ・耐震改修工事等補助金交付申請書及び耐震改修補助事業交付決定通知書 ・耐震改修工事等補助金確定通知書

※上記の書類のほか、審査の際に確認すべきことが生じた場合に追加で書類の提出を求めることがあります。